

令和2年12月1日施術分より料金改定

(1) 施術料・初検料・施術報告書交付料の引き上げ

マッサージ施術料	1 局所	340 円→350 円
はりきゅう初検料	(1 術)	1,710 円→1,770 円
施術料	(1 術)	1,540 円→1,550 円
はりきゅう初検料	(2 術)	1,760 円→1,850 円
施術料	(2 術)	1,590 円→1,610 円
施術報告書交付料		300 円→460 円

(2) 往療料の距離加算の減額

往療料 4 キロまで	2,300 円→2,300 円 (変更なし)
往療料 4 キロ超	2,700 円→2,550 円 (減額)

(3) 変形徒手矯正術の取扱い変更【注意！】

今回の料金改定により、変形徒手矯正術はマッサージの加算として整理されることになったため
1 肢 790 円→マッサージ施術料(350 円)+1 肢につき 450 円の加算という算定方法になります。

例) 左下肢の変形徒手矯正術を実施・算定する場合

同意書/左下肢の[マッサージ][変形徒手矯正術]の両方に同意がされている

申請書/左下肢の[マッサージ]350 円+[変形徒手矯正術]1 肢 450 円=800 円

【重要！】

12/1 以降、変形徒手矯正術はあくまでもマッサージの加算としての扱いとなりますので
1 肢につき 450 円の加算分のみの算定はできなくなります。

それに伴い、上記の例のように、変形徒手矯正術を実施・算定する肢については
マッサージと徒手矯正の両方の同意が必要になります。

また、同意書の有効期間に関しても変更が生じます。

はりきゅう、マッサージの同意期間は 6 カ月、変形徒手矯正術はこれまでと同じ 1 カ月ですが
令和 2 年 12 月 1 日以降に発行された同意書については、

最初の 1 カ月はマッサージと徒手矯正術を算定し、2 カ月目以降は同意書の取り直すことなくマッ
サージのみ算定することが可能です。

変形徒手矯正術を継続的に実施・算定する場合は、これまで通り、1 カ月毎に同意書を取り直す必
要があります。

詳しくは、事項の同意書サンプルをご覧ください。

【R2.12.1 以降】 同意書 (あん摩マッサージ指圧療養費用)

患者	住所	静岡県静岡市葵区〇〇1234-5		
	氏名	県保太郎		
	生年月日	明・大・昭	平	15年1月2日
傷病名	脳梗塞後遺症			
発病年月日	昭・平	令	20年	5月1日
同意区分	初回の同意		再同意	(〇をつけて下さい)
診察日	令和2年11月20日			
症状	筋麻痺 筋萎縮	(筋麻痺又は筋萎縮のある部位について、〇をつけて下さい) 軀幹・右上肢・左上肢・右下肢・左下肢		
	関節拘縮	(関節拘縮のある部位について、〇をつけて下さい) 右肩・右肘・右手首・右股関節・右膝・右足首 その他 左肩・左肘・左手首・左股関節・左膝・左足首 ()		
	その他	(筋麻痺、筋萎縮又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合には記載下さい)		
施術の種類	マッサージ (軀幹 右上肢 左上肢 右下肢 左下肢)			
施術部位	変形徒手矯正術 (右上肢 左上肢 右下肢 左下肢)			
往療	1. 必要とする 2. 必要としない			
	往療を必要とする理由	介護保険の要介護		
注意事項等	1. 独歩による公共交通機関を使うの外			
	2. 認知症や視覚、内部、精神障害などに			
		3. その他 ()		
		[申請書での算定方法]		
		マッサージ 350円×3局所		
		変形徒手矯正術 450円×2肢		

令和2年12月1日以降は
徒手矯正がマッサージの加算と
なるため
左上肢・左下肢の変形徒手矯正術
を算定するためには
マッサージにも〇が必要

[申請書での算定方法]
マッサージ 350円×3局所
変形徒手矯正術 450円×2肢

上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上のマッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。

令和2年12月1日

保険医療機関名 △△内科医院

所在地 静岡県静岡市葵区△△5-5-5

保険医氏名 内科良雄

